



今月の特集



1. 雇用保険法等の改正動向について
2. 平成29年度の協会けんぽの保険料率変更
3. 労働安全衛生規則の一部改正（産業医）について



1. 平成29年度「雇用保険料率」の動向

既に皆様のところにも、行政から案内文が届いていらっしゃるかもしれませんが、平成29年4月1日以降の失業等給付の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに、1/1,000ずつ引き下げるための法律案が、国会に提出されました。仮に、法律案の内容が修正されずに国会で成立した場合、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は下記の表となる予定となっております。

平成29年度の雇用保険料率（法律案が国会で成立した場合）

事業の種類	負担者		①+②		
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(28年度)	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

※枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率

- ・平成29年度の雇用保険料率が決定した場合には厚生労働省ホームページに掲載するなどして速やかに周知されます。
- ・雇用保険法等の改正によって、雇用保険料率の他に、どのような制度変更があるのか。雇用保険法等の一部を改正する法律案の主な内容は下記のとおりです。

- ① 失業等給付の雇用保険料率の引き下げ
現行 8/1,000 → 6/1,000
(平成29年4月1日施行)
- ② 倒産・解雇等により離職した者の所定給付日数の引上げ
30～35歳未満：90日 → 120日
35～45歳未満：90日 → 150日
(平成29年4月1日施行)
- ③ 賃金日額の上・下限額等の引上げ
(平成29年8月1日施行)
- ④ 専門実践教育訓練給付の給付率の引上げ
費用の最大60% → 70%
(平成30年1月1日施行)
- ⑤ 育児休業給付の支給期間の延長（保育所に入れない場合等 1歳6ヶ月まで → 2歳まで）
(平成29年10月1日施行)



2. 平成29年度の協会けんぽの保険料率変更について

- ・平成29年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分（4月納付分）からの適用となっております。
- 都道府県別では、保険料率が最も高い佐賀県の（10.47%）～新潟県（9.69%）となっております。
- ※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、全国一律の介護保険料率（1.65%）

- ・各健康保険組合でも、同時期に健康保険料率の見直しを実施しておりますので、保険料率変更の連絡がある可能性がございます。

平成29年度都道府県単位保険料率

北海道	10.22%	滋賀県	9.92%
青森県	9.96%	京都府	9.99%
岩手県	9.82%	大阪府	10.13%
宮城県	9.97%	兵庫県	10.06%
秋田県	10.16%	奈良県	10.00%
山形県	9.99%	和歌山県	10.06%
福島県	9.85%	鳥取県	9.99%
茨城県	9.89%	島根県	10.10%
栃木県	9.94%	岡山県	10.15%
群馬県	9.93%	広島県	10.04%
埼玉県	9.87%	山口県	10.11%
千葉県	9.89%	徳島県	10.18%
東京都	9.91%	香川県	10.24%
神奈川県	9.93%	愛媛県	10.11%
新潟県	9.69%	高知県	10.18%
富山県	9.80%	福岡県	10.19%
石川県	10.02%	佐賀県	10.47%
福井県	9.99%	長崎県	10.22%
山梨県	10.04%	熊本県	10.14%
長野県	9.76%	大分県	10.17%
岐阜県	9.95%	宮城県	9.97%
静岡県	9.81%	鹿児島県	10.13%
愛知県	9.92%	沖縄県	9.95%
三重県	9.92%		

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.65%）が加わります。
※変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、一般の被保険者は3月分（4月納付分）、任意継続被保険者及び日雇特別被保険者は4月分からとなります。



3. 労働安全衛生規則の一部改正（産業医）について（平成29年4月1日施行）

- 【改正の趣旨】
産業医の選任については、労働安全衛生法第13条第1項の規定において、事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから選任することとされています。
- 一方、産業医として選任できる者の事業場等にお

る役職について、法又は労働安全衛生規則で制限は設けられていないため、企業の代表取締役、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している事例がみられることがあります。

しかしながら、労働者の健康管理は一定の費用も伴うものであるため、事業経営利益の帰属主体（事業者）を代表する者や事業場において、その事業の実施を統括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益を優先する観点から、産業医としての職務が適切に遂行されない恐れが考えられます。

このため、事業者は産業医を選任するにあたり、一定の者を選任してはならない、ということ今回の改正により定めたのです。

【改正の内容】

事業者は、産業医を選任するにあたって、法人の代表者若しくは事業を営む個人（事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）又は事業場においてその事業の実施を統括管理する者を選任してはならないこととする。



※厚生労働省のホームページを参照願います。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000115152.html>



【発行元】SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005

東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚 S&S ビル 5 階

TEL : (03) 6831-3310

